

ささえ、ささえられて  
ホッと、安心～みんなの笑顔

※知ってほしい※

## 福祉の話

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

福祉課

### 第8回目は【障がい者手帳について】です。

障がいをお持ちの方が、各種の相談やサービスを受けやすくするために「障がい者手帳交付制度」があります。手帳が交付されると、障がいの区分や程度によって異なりますが、補装具の交付や更生医療の給付、そのほかの福祉制度を活用することができます。

お体の不調などで日常生活に支障があると思われる方は、かかりつけの医師などにご相談ください。

障がい者手帳には、次の種類があります。

#### ■身体障害者手帳

身体障害者手帳には、障がいの程度により、1級から6級までの等級の区分があります。等級は指定医師の診断書を参考にして、岐阜県知事が決定します。

身体障害者手帳には以下の種類があります。

- ・視覚障がい
- ・聴覚・平衡・音声・言語またはそしゃく機能障がい
- ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹、運動機能）
- ・内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）

#### ■療育手帳

療育手帳には、障がいの程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。18歳未満の方は、東濃子ども相談センター（多治見

市）、18歳以上の方は、岐阜県知的障害者更生相談所（岐阜市）にて判定を受けていただき、区分が決定します。※18歳以上の方の判定については、年に2回、土岐市にて巡回相談があります。

#### ■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳には、障がいの程度により、1級から3級までの等級の区分があります。等級は、医師の診断書を参考にして、岐阜県知事が決定します（精神障がいを支給事由とする年金を受給している方は年金証書での申請も可能な場合があります）。

#### 《手帳の交付申請について》

- ①申請書と診断書（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合）を市福祉課障害・給付係でお渡しします。
  - ②医療機関で指定医の診断を受けます。
  - ③診断書、写真（縦4cm×横3cm）、印鑑を持参の上、同係で申請します。
- ※療育手帳については、写真、印鑑を持参の上、同係で申請します。

手帳の取得によって受けられるサービスの内容は、福祉課障害・給付係にお問い合わせください。

詳しくは福祉課障害・給付係（内線153・156）へ。

歳を重ねると、どうしても物忘れが多くなります。ひょっとしたら認知症ではないかと不安になりますが、認知症による物忘れには大きな特徴があります。例えば、健康な人でも何を食べたかを忘れることがあります。でも、食事をしたかどうかを忘れることは、まずありません。どこで食べたか、何時ごろ食べたかなど、経験した事の一部は忘れても、食事をしたこと自体は忘れないものです。物忘れが体験の一部分を忘れるのに対して、認知症では体験の全体を忘れるのが特徴です。

- **こんな症状はありませんか**  
▽同じことを何度も聞いたり話したりする  
▽言葉が短くなった  
▽外出を面倒がる  
▽身なりを気にしなくなった  
▽興味や関心のあつたことをしなくなった  
▽整理整頓のできていた人が、散らかし放
- **健康な体を保つ**  
けがや病気による寝たきりの状態は認知症の原因になります
- **新しいことに挑戦する**  
生涯にわたる趣味を持ちましょう
- **人付き合いを大切に**  
人と交流すると脳が活発に働きます

家庭でできる健康保持・増進

物忘れ？歳のせい？  
うついませんか？

カンパニ  
303030  
303030